別添五十二4・9・6・を次のように改める。

4.9.6.　電気結線

制動灯及び補助制動灯は、制動装置が協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第9改訂版の規則5.2.1.30.又は5.2.2.22.に限る。）又は別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.に定める制動信号を発する場合に点灯する構造でなければならない。

別添五十二4・24・8・3・1・中「別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」」を「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第9改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）」に改め、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」」の下に「3.2.23.」を加え、同別添4・24・8・3・2・中「別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び」を「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第9改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は」に改め、「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」」の下に「3.2.23.」を加え、同別添4・24・10・2・中「別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に規定される」を「協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第9改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）に適合する」に改める。

別添百十三2・3・中「制動中の1個以上の車輪の路面との回転方向の相対的滑りの大きさを自動的に制御する」を「走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる」に改め、同別添3・1・を次のように改める。

3.1.　（削除）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の二項を加える。

3　平成三十一年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるものについては、細目告示第十二条第二項、第九十条第二項及び第三項並びに第百六十八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十二条、第九十条及び第百六十八条の規定に適合するものであればよい。

4　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第十二条第二項、第九十条第二項及び第三項並びに第百六十八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十二条、第九十条及び第百六十八条の規定に適合するものであればよい。

第九条第十一項各号列記以外の部分中「同じ。）」を「同じ。）」に改め、同項第六号中「第九十三条第八項」を「第九十三条第七項」に、「第百七十一条第八項」を「第百七十一条第七項」に改め、同条第十八項から第二十三項までの規定中「第十五条第八項」を「第十五条第七項」に、「第九十三条第九項」を「第九十三条第八項」に、「第百七十一条第九項」を「第百七十一条第八項」に改め、同条に次の十一項を加える。

24　平成二十九年八月三十一日（立席を有するものにあっては平成三十年一月三十一日）以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日（立席を有するものにあっては平成二十八年二月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日（立席を有するものにあっては平成二十八年一月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三3・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三3・1・の規定に適合するものであればよい。

25　平成三十年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が五トンを超え十二トン以下のもの（平成二十八年二月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十八年一月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三3・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項、第百七十一条第二項及び別添百十三3・1・の規定に適合するものであればよい。

26　平成二十九年一月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が五トン以下のもの（平成二十七年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十七年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項及び第百七十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項及び第百七十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

27　平成二十九年八月三十一日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が二十二トンを超えるもの（平成二十六年十一月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十六年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式